

「にぎわいマーケット」の行為許可等に関する取り扱い要項

平成30年8月31日 決裁

令和5年3月16日 決裁

(趣旨)

第1条 この要項は、日進市にぎわい交流館（以下「交流館」という。）に設けられた物販所の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 交流館の物販所の名称は、にぎわいマーケット（以下「マーケット」という。）とする。

(利用場所)

第3条 マーケットの場所は、交流館の市民サロン内に施設管理者が指定した場所とする。

(利用日)

第4条 マーケットを利用できる日は、交流館の開館日とし、1団体につき、同一週内に1日とする。ただし、利用日の7日前までに利用希望者がいないときは、この限りではない。

(利用時間)

第5条 マーケットの利用時間は、午前8時30分から市民サロンの閉鎖時間までとする。

2 前項に規定する利用時間には準備、撤去及び清掃にかかる時間を含めるものとする。

(利用できる団体)

第6条 マーケットを利用できる団体は、日進市市民活動団体登録を行っている団体（以下「団体」という。）とする。

(手続等)

第7条 マーケットを利用しようとする団体は、日進市にぎわい交流館条例第8条の規定に準ずる、行為の許可を得なければならない。

(利用制限等)

第8条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、マーケットの利用を制限することができる。

- (1) 清掃等を行うとき。
- (2) 交流館で行事等があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(遵守事項)

第9条 にぎわいマーケットの利用団体は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) にぎわいマーケットの販売は、指定された場所内で行うこと。

- (2) 入場者の安全確保等事故のないよう考慮すること。
- (3) 利用する際は、使用許可書を所持し、施設管理者の請求があったときはこれを提示すること。
- (4) 販売する品目については、使用許可書に記載のあるものとし、法令で販売・所持が禁止されている物、公序良俗に反する物、青少年の保護育成上好ましくない物、危険物、模造品、生き物、その他市長が不相当と判断した物の販売は禁止とする。
- (5) 必要な備品については、利用団体に用意すること。
- (6) 利用責任者の配置及び金銭、物品の授受に必要な人員を配置し、トラブルが発生した場合にはマーケットの利用団体が自己の責任において、解決をはかること。
- (7) 交流館又はその附属設備等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (8) その他、利用上必要な指示に反する行為をしないこと。

(利用の指示及び取り消し)

第10条 市長は、前条の規定に違反したとき、若しくは違反するおそれがあると認めるときは、利用の許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(原状復帰の義務)

第11条 マーケットの利用団体は、その利用が終わったとき若しくは利用の許可が取り消されたときは、交流館又はその附属設備等を原状に復帰しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 マーケットの利用団体が、故意又は過失により建物、設備その他器具を損傷し又は滅失させた場合は、直ちにその旨報告するとともに、市長の指示に従い、これらを原状に回復し、または損害を賠償しなければならない。

2 マーケットの利用団体が、故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、直ちにその旨報告するとともに、損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第13条 マーケットでの商品の破損、盗難及びその他のトラブルにより受けた損害については、原則としてマーケットの利用団体が自己で責任を負うものとする。

附 則

この要項は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。